

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ハンセン病市民学会図書資料部会という。

(事務所)

第2条 本部会は、事務所を部会長の指定するところに置く。

(目的)

第3条 本部会は、全国ハンセン病療養所及び療養者の資料・作品集等の調査・研究等に関する提言を行い、その保存と活用に寄与することを目的とする。

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、市民・入所者・退所者・研究者等との連携を図りながら次の事業を行う。

- (1) ハンセン病問題に関する資料・図書等の所在及び保存に関する調査研究事業
- (2) 第1項に関する情報交換、啓発活動等の事業
- (3) その他本部会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会員及び役員

(会員の種別)

第5条 本部会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

(1) 正会員は、本部会の目的に賛同して入会した個人とする。

(2) 賛助会員は、本部会の目的に賛同して入会し、本部会を援助する個人または団体とする。

(3) 賛助会員は、ハンセン病市民学会員であることを要しない。

(役員)

第6条 本部会に次の役員を置く。

(1) 幹事 5名以内

(2) 幹事のうち、部会長1名、副部会長2名以内を幹事の互選により選任し、就任については総会で承認を受けるものとする。

(3) 幹事の任期は1年とし、ハンセン病市民学会総会時に開催する部会総会で決定する。

第3章 会議及び研究会等

(種別及び開催)

第7条 本部会の会議は、総会、幹事会及び各種研究会等とする。

(1) 各種会議は必要に応じて役員が召集する。

(2) 会議に参加した正会員は、各々1議決権を行使できるものとする。

第4章 事業及び会計

第8条 事業及び会計については、事業または行事ごとに行い、会計は特に定めない。

第5章 その他

第9条 本会則に定めのない事項は、役員または正会員の要請により、臨時総会、幹事会等を開催して定める。

附則 本会則は設立総会の日をもって発効する。